字　削除

字　加入

使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写１通を農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

平成　　年　　月　　日

（住　　所）

貸　人（甲）　　㊞

（住　　所）

借　人（乙）　　㊞

1．使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して別紙記載の土地その他の物件を使用させる。

2．貸借の期間

(1)　貸借の期間は、平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日までの　　年間とする。

(2)　貸借期間満了前に乙に事故ある時（民法第599条）は、貸借が消滅する。

3．転貸又は譲渡

乙は、転貸又は譲渡について、本人又はその世帯員が、農地法第２条第６項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。

その他の事由により転貸し、又は譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

4．経常費用

(1)　目的物に対する租税は、甲が負担する。

(2)　農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。

(3)　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、乙が負担する。

5．契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

6．そ の 他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別紙

（市町村名）			地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	所有者氏名（名称）	利用者	
大字	字	番地	登記簿	現況					氏名（名称）	利用権原
					m²		kg			